

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案要綱

第一 通訳案内士法の一部改正

一 通訳案内士の資格の名称及び区分

通訳案内士の資格について、全国通訳案内士に名称を変更するとともに、地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする地域通訳案内士の資格区分を設けるものとする。

(第二条関係)

二 全国通訳案内士

1 全国通訳案内士試験のうち、筆記試験の科目として、通訳案内の実務を追加するものとする。

(第六条第二項関係)

2 全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、登録研修機関が実施する通訳案内研修を受けなければならないものとする。

(第三十条第一項関係)

3 登録研修機関の登録は、通訳案内研修の実施に関する業務を行おうとする者の申請により観光庁長官が行うこととする等、登録研修機関に関する事項を定めるものとする。

(第二章第五節関係)

4 全国通訳案内士でない者は、全国通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならないものとする。

(第五十二条関係)

三 地域通訳案内士

1 国土交通大臣は、地域通訳案内士の育成、確保及び活用に関する地域通訳案内士育成等基本指針を定めなければならないものとする。

(第五十三条関係)

2 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光庁長官の同意を得て、地域通訳案内士育成等計画を定めることができるものとする。

(第五十四条関係)

3 地域通訳案内士育成等計画について観光庁長官の同意を得た市町村又は都道府県が行う当該同意に係る地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域通訳案内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有するものとする。

(第五十五条関係)

4 地域通訳案内士は、その業務に関して地域通訳案内士の名称を使用するときは、その資格を得た地域通訳案内士業務区域を明示してするものとし、当該地域通訳案内士業務区域以外の区域を表示してはならないものとする事。

(第五十八条関係)

5 地域通訳案内士でない者は、地域通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならないものとする事。

(第六十条関係)

四 その他

その他所要の改正を行うものとする事。

第二 旅行業法の一部改正

一 定義

1 旅行サービス手配業とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為（取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものを除く。）

を行う事業をいうものとする。

(第二条第六項関係)

2 旅行サービス手配業務とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う1の行為をいうものとする。

(第二条第七項関係)

二 旅行業務取扱管理者

1 旅行業者等が、旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数ある場合において、当該複数の営業所が近接しているときは、旅行業務取扱管理者は、前項の規定にかかわらず、その複数の営業所を通じて一人で足りる(ただし、当該旅行業務取扱管理者の事務負担が過重なものとなる場合その他の当該複数の営業所における旅行業務の適切な運営が確保されないおそれがある場合は、この限りでない。)ものとする。

(第十一条の二第五項関係)

2 本邦内の旅行業者のうち営業所の所在する市町村の区域その他の国土交通省令で定める地域内のものであるについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、当該営業所の所在する地域に係る地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任することができるものとする。

(第十一条の二第六項関係)

3 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者の職務に関し、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修等を受けさせなければならないものとする。

(第十一条の二第七項関係)

4 旅行業務取扱管理者試験の種類に、地域限定旅行業務管理者試験を追加するものとする。

(第十一条の三第二項関係)

三 通訳案内士に係る旅行業者等の義務

1 旅行業者等が旅行者に対して書面を交付することにより説明する取引条件として、全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無を追加するものとする。

(第十二条の四第二項関係)

2 旅行業者は、旅行者以外の旅行業務に関し取引をする者と旅行業務に関し契約を締結したときは、旅行者に提供すべきサービスの内容等を記載した書面を交付しなければならないものとする。

(第十二条の五関係)

四 旅行サービス手配業

1 旅行サービス手配業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならないものとする。
（第二十三条関係）

2 旅行サービス手配業者は、営業所ごとに、一人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行サービス手配業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならないものとする。
（第二十八条第一項関係）

3 旅行サービス手配業者は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならないものとする。
（第二十八条第六項関係）

4 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に關し契約を締結したときは、旅行者に提供すべきサービスの内容等を記載した書面を交付しなければならないものとする。
（第三十条関係）

5 観光庁長官は、旅行サービス手配業者がこの法律に違反した場合等において、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができるものとする。

(第三十七条関係)

五 旅行業協会

1 旅行業協会の業務に旅行サービス手配業務に関する事項を追加するものとする。

(第四十一条関係)

2 旅行業協会は、一定の課程を定め、旅行者等の従業者に対する旅行業務の取扱いについての研修又は旅行サービス手配業者の従業者に対する旅行サービス手配業務の取扱いについての研修を実施しなければならないものとする。

(第四十六条関係)

六 雑則

1 旅行サービス手配業者又は旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体は、その成立から三十日以内に国土交通省令で定める事項を観光庁長官に届け出なければならないものとする。

(第六十八条関係)

2 観光庁長官は、取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため必要かつ相当であると認められるときは、旅行業法又は同法に基づく命令に違反する行為を行った者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができるものとする事。

(第七十一条関係)

七 その他

その他所要の改正を行うものとする事。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする事。

(附則第二条から第二十三条まで関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする事。

(附則第二十五条関係)